

学校法人盛岡大学

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～ 令和 7年 3月31日

2. 目 標

令和7年3月31日までに職員の年次有給休暇の取得日数を一人あたり年間平均10日以上とする。

3. 取組内容

- 令和 4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態の把握

- 令和 4年10月～ 年次有給休暇の取得促進のための問題点の抽出
及び取得促進方策の検討

- 令和 4年12月～ 関連規程、規則の整備

- 令和 5年 1月～ 年次有給休暇の取得促進のための取組の実施